

2010年度高校新卒者の就職内定状況（2011年3月末）について（談話）

2011年5月25日

日本高等学校教職員組合（日高教）

教文部長 佐古田 博

1 厚生労働省は5月24日、今春卒業した高校・中学新卒者の就職内定状況（2011年3月末現在）を発表しました。あわせて、文部科学省は、高等学校卒業者の就職状況（2011年3月末現在）に関する調査をとりまとめて公表しました。厚生労働省調査は、学校とハローワークを通じた求職者を対象としているのに対して、文部科学省調査は、家業などを含む就職希望者全員を対象としています。したがって、厚生労働省調査における求職者総数が156,648人に対して、文部科学省調査は182,491人となっています。

文部科学省調査によると、2010年度高校新卒者の内定率は93.2%となっており、内定率は前年同期と比べて1.6ポイント上昇しています。男女別では、男子は95.1%で前年同期に比べ1.0ポイント上昇、女子は90.6%で前年同期から2.4ポイント上昇しました。なお、厚生労働省調査では、内定率は95.2%となり、前年同期に比べ1.3ポイント上昇しています。

なお、厚生労働省は中学新卒者の内定率が53.7%（1.7ポイント増）であると発表しています。さらに、大学卒業者の就職率（4月1日現在暫定値）は91.1%と前年同期から0.7ポイントの減となり、2000年3月卒業者の過去最低と同率になったとしています。

2 以上のように、求人倍率が下がっているにもかかわらず、高校新卒者の内定率が若干なりとも上昇していることは、就職希望生徒の努力と学校・行政関係者による支援の成果として喜ばしいと考えます。求人状況が引き続き悪化し、学校現場には就職難への危機感が高まっていただけに、必死の努力の結果があらわれたといえます。

しかし、厚生労働省が調査発表にそえたコメントの「高校新卒者就職内定率は95%超」「大学卒業者の就職率は過去最悪の更新を回避」には首をかしげざるを得ません。また、文部科学省も「…支援を強化した成果が出た。震災の影響による内定取り消しも懸念したほど多くはなかった」（日本経済新聞5月25日付）とコメントしています。「超氷河期」と形容される就職状況のきびしさを意図的に和らげようとしているとしか思えません。新卒者の就職を管轄する官庁としての基本姿勢に疑問を抱きます。

内定率の数値だけでは見えない問題点もおさえておく必要があります。

第1は、今回の内定状況には東日本大震災や原発事故で甚大な被害を受け、多くの企業・事業所が苦境に立たされている岩手・宮城・福島県の一部の高校が含まれていないことです。

厚生労働省が把握している東日本大震災に関連する採用内定取り消し等の状況では、高校生の内定取り消しは206人で、宮城県では大学生を含めた内定取り消しは50人となっています（5月18日まで）。しかし、宮城県教育委員会の調査（4月末現在）によれば、宮城県内の高校生の採用内定取り消しは40校・151人、採用繰り下げ57校・327人となっています。また、福島県教育委員会も実態把握をはじめたといわれます。

厚生労働省の把握は、事業所から求人を出したハローワークに通知された件数のみであり、被災地の高校生が深刻な実態を反映したものになっていません。リーマンショックに見舞われた2009年3月高校卒業者の内定取り消しが381人であったことからすれば、それ以上のきびしい状況になることは明らかです。文部科学省などと連携して、全国的な実態を正確に把握すること

が求められます。

第2は、就職を希望する生徒が、就職をあきらめ進路変更を余儀なくされていることです。

2010年度卒業生の場合、厚生労働省調査によれば、7月末の求職者数は186,520人、3月末は156,648人です。その差29,872人が卒業までに進路変更した生徒数で、7月末求職者の16.0%にあたります。

7月末求職者から進路変更した生徒の比率は、1990年代前半は1桁台で推移し、1991・1992年3月卒業生は逆に求職者が7月末より増えています。しかし、1996年3月から10%を超えるようになり、2000年代のいわゆる「就職氷河期」の時期には20%を超え、2002年3月には23.1%のピークに達しています。その後は下降し、2008年3月には9.8%になっていますが、再び上昇に転じ、2010年3月には19.8%となっています。今回の場合、7月末求職者を母数にして内定率を出すと80%を下回ることとなります。就職のきびしさから進路変更を余儀なくされるという点でも、「新たな就職氷河期」の局面にあるといえます。

3 このように、高校・大学生などの新卒者の就職状況が依然としてきびしいことは明らかです。さらに、2011年度卒業生の7月1日求人開始が目前に迫っています。とくに県内の企業・事業所が深刻な打撃を受けた被災地では、「今年の就職はどうなるのか、予想もできない」との声があがっています。就職希望者の不安を解消するため、新卒者の就職保障に向けて、以下のような対策を急ぎ講じることを求めます。

- (1) 2011年3月卒業者の採用内定取り消し、採用繰り下げ、未就職者の実態について、文部科学・厚生労働省中心に政府の責任で正確に把握すること。
- (2) とくに東日本大震災に関連して採用内定取り消しとなった新卒者に対しても、失業給付の支給など、被災労働者に対する特例措置を同様に適用すること。
- (3) 今国会で成立した「求職者支援法」（雇用保険未加入者が月10万円の給付金付きで職業訓練を受けられる）の10月1日施行を繰り上げ、被災地では直ちに具体化すること。
- (4) 2012年3月に卒業する高校・大学生の求人確保のため、大企業に対して求人を出すよう、雇用の法的な義務づけも含めて強力で働きかけること。また、「新規学校卒業者の採用に関する指針」を法制化し、就職保障と採用ルールの確立をはかること。
- (5) 東日本大震災で甚大な被害を受けた岩手・宮城・福島など被災地の高校・大学生の就職を支援する特別措置を講じること。企業・経済団体に対して「被災地採用枠」の設定をよびかけること。
- (6) 被災地の高校・大学生を採用する企業に対して、補助金（奨励金）を上積みするなど、弾力的な運用をはかること。
- (7) 全国的に就職支援員（ジョブサポートティチャー）の増員をはかること。とくに被災地には特別枠の支援員を配置し、ハローワーク職員の増員とあわせて、求人開拓等の連携をいっそう強化すること。

日高教は、新卒者の就職支援に行政がさらに全力をあげることを求め、高校・大学生が希望をもって社会に出て行けるよう、若者の就職保障に向けて全力で奮闘することを表明します。

以 上